

JCT2025 規程

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

2025.11.11 版

(1) 総則・資格

第1条（趣旨）

本規程は、「一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟定款」（以下、「定款」という）に定める「自転車競技力の向上および普及と振興」を実現するために、「新しい自転車文化の創造・自転車環境整備」、「世界への挑戦」として J クリテリウムツアーの開催することとし、以下を定める。

1. JBCF2025 レース内外における選手・チームスタッフの公平性
2. 競技および大会運営に係る関係者等の遵守事項
3. 加盟登録に関する手続きの明確化

第2条（基本規則）

1. JBCF は JCF の加盟団体であり、原則として JCF 競技規則および日本アンチ・ドーピング規程を適用する。尚、JCF 競技規則と重複しない場合に限り UCI 競技規則を適用する。
2. 前項に加え、大会特別規則を定める場合がある。

第3条（用語の定義）

本規程で使用する語の定義は、以下の通り定める。

1. JBCF：一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟
2. UCI：国際自転車競技連合
3. JCF：公益財団法人 日本自転車競技連盟
4. 学連：日本学生自転車競技連盟
5. 高体連：公益財団法人 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部
6. ツアーカテゴリー：JBCF における走力や年代別および性別による競争の区分を指す。区分は以下 7～11 の通り。
 - (1) JPT：J プロツアー
 - (2) JCT：J クリテリウムツアー
 - (3) JET：J エリートツアー
 - (4) JFT：J フェミニンツアー
 - (5) JMT：J マスターズツアー
 - (6) JYT：J ユースツアー
7. 年齢カテゴリー：UCI/JCF 規則による各暦年中に達する年齢。
 - (1) ユース (U15)：13 歳および 14 歳（2011 年および 2012 年生まれ）に達する
 - (2) ユース (U17)：15 歳および 16 歳（2009 年および 2010 年生まれ）に達する
 - (3) ジュニア (U19)：17 歳および 18 歳（2007 年および 2008 年生まれ）に達する
 - (4) U23：19 歳～22 歳（2003 年～2006 年生まれ）に達する

- (5) マスターズ：30 歳以上（1995 年以前生まれ）に達する
- 8. 年度：2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日
- 9. 規程：JBCF が定める当該年度の規程
- 10. チーム：本規程に則り加盟登録した選手カテゴリーが P である 4 名以上の JBCF 登録選手を有する団体。
- 11. 選手：本規程に則り加盟登録したチームに所属し、選手として加盟登録を完了した選手カテゴリーが P または E1 である者。

第 4 条（出走資格）

- 1. JBCF が指定する方法でエントリーを完了した選手カテゴリー P または E1 の者のみが出走できる。
- 2. シーズン途中で昇格し、出走資格を得た者は、昇格処理が完了した時点でエントリーが可能となる。
- 3. シーズン途中で降格した者は、その時点で出走資格を失う。尚、降格前にエントリーを完了した大会も出走することはできない。その際の支払い済みの参加費は以降の大会参加費に振り替える。

第 5 条（参加費）

1 レースあたり 8,000 円（税別）/人

但し、JPT 分担金 110 万円（税別）を支払ったチームに限り、大会参加料は免除される。

第 6 条（ポイント）

ポイントは、以下の通りとする。

なお、当シーズン中に獲得したポイントは、翌シーズンには持ち越すことができない。

- 1. 個人ポイント
 - (1) 個人ポイントは、各レースのフィニッシュ着順により与える。
 - (2) 各レースにおける着順ポイントは、前条および今年度のポイント表に従う。
 - (3) 移籍の際は、対象選手が保持し、消滅しない。
- 2. チームポイント
 - チームポイントへの加算は対象外とする。

第 7 条（ランキング）

- 1. 個人年間総合ランキング
 - (1) JCT2025 における個人ポイントの年間累計で決定する。
 - (2) 当該ランキング首位の選手は、クリテリウムリーダージャージを着用する。
- 2. 前項の総合 1 位が同ポイントになったときは、以下の順で判断する。
 - (1) 優勝回数の多い選手を 1 位とする。

- (2) 更に優勝回数が同数の場合、当該ポイントに達した最後の選手を1位とする。
- (3) 優勝回数が同数で、かつ当該ポイントに達したレースが同じ場合、当該レース直近のランキングが下位の選手を1位とする。

第8条（年間表彰）

年間表彰は、以下を対象として表彰し賞金および副賞等を授与する。

個人年間総合1位

第9条（各レース表彰）

1. JCT2025の各レースにおいて、個人総合1位の選手には、リーダージャージを授与する。
2. 本条のジャージを授与された選手は、JCTレース出走時に当該ジャージ着用の権利と義務を負う。

第10条（スタート時のラインナップ等）

スタート時の紹介およびスタート位置は、以下の通りとする。尚、シーズン初戦は前年度の最終結果を適用する。

- ① クリテリウムリーダージャージ着用選手：選手紹介、インタビュー、最前列からのスタート
- ② 個人ランキング2位～10位の選手：2列目からのスタート
- ③ 上記以外にJBCFが推挙した選手：最前列または2列目からのスタート
- ④ ①乃至③以外の選手：4列目以降からのスタート

尚、レース開催に寄与したホストチームは、①の後列からのスタートとする。

第11条（その他）

JBCF2025規程および重複しない限りJPT2025規程を適用する。

この規程は、2025年1月1日から実施する。